

筑西市等公平委員会の管理する情報の公開及び個人情報の保護
に関する規則

平成 17 年 7 月 1 日
公平委員会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑西市等公平委員会(以下「公平委員会」という。)の管理する情報の公開及び個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報の公開)

第 2 条 公平委員会の管理する情報の公開については、筑西市情報公開条例(平成 17 年条例第 15 号)及び筑西市情報公開条例施行規則(平成 17 年市規則第 13 号)に定める例による。

(個人情報の保護)

第 3 条 公平委員会の管理する個人情報の保護については、筑西市個人情報保護条例(平成 17 年条例第 16 号)及び筑西市個人情報保護条例施行規則(平成 17 年市規則第 14 号)に定める例による。

(開示決定等の決定権者)

第 4 条 公文書の開示請求に係る開示決定等及び個人情報の開示請求等に係る開示決定等の決定は、公平委員会委員長が行うものとする。

(補則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、公平委員会の管理する情報の公開及び個人情報の保護に関し必要な事項は、公平委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 下館市ほか四カ町村及び一部事務組合等公平委員会の管理する情報の公開及び個人情報の保護に関する規則(平成 13 年公平委員会規則第 1 号)は、廃止する。